

第7回 横浜市税制調査会

日時：平成25年8月5日（月）13時30分～15時30分

場所：市庁舎2階応接室

1. 開会

13:30

2. 議題

13:35～15:25

(1) 横浜みどりアップ計画の取組状況について

(2) 環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策の
検討、検証

3. 閉会

15:30

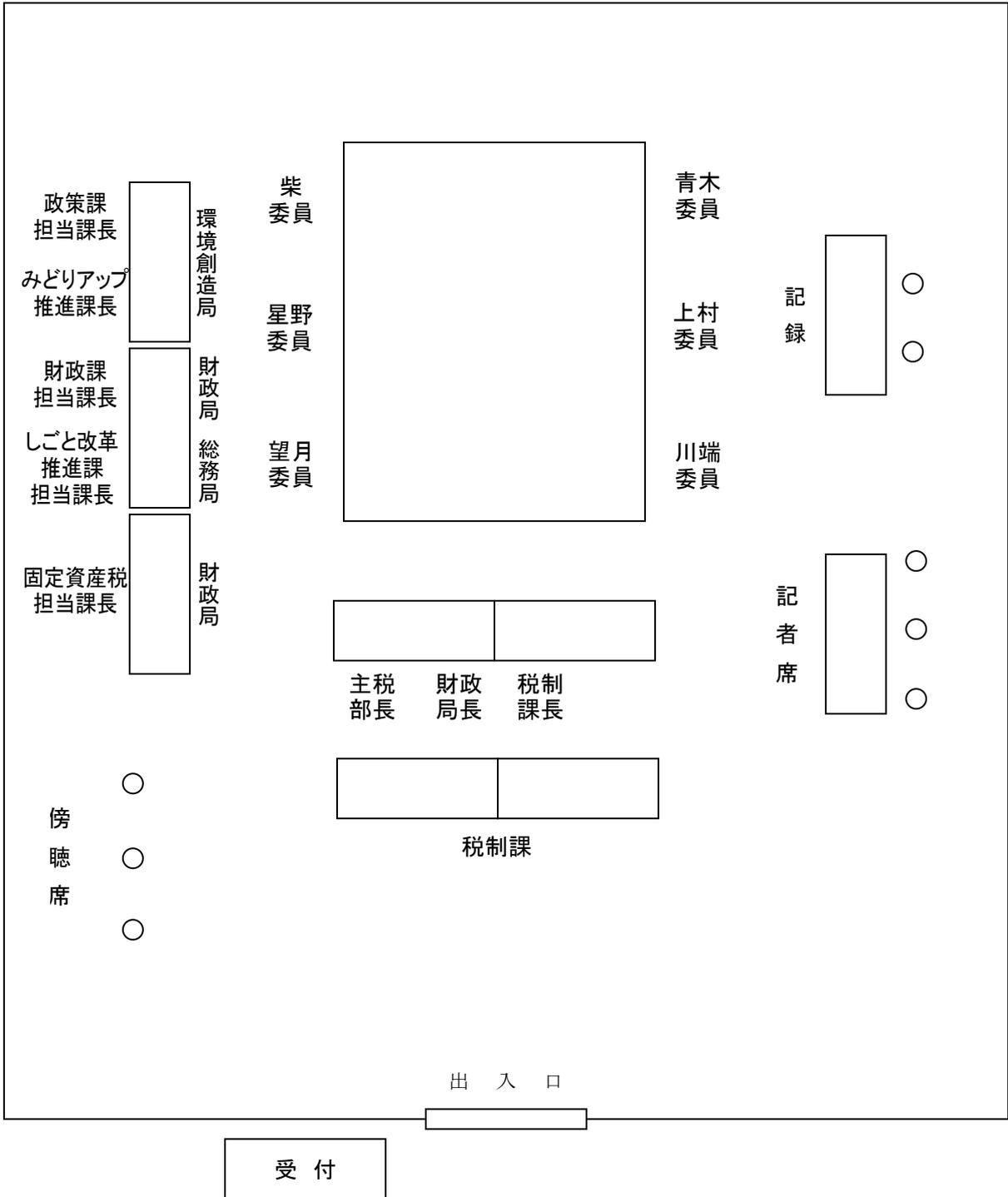
平成 25 年度 横浜市税制調査会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所 属 等
青 木 宗 明	神奈川県 経営学部教授
上 村 雄 彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
川 端 康 之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
柴 由 花	常葉大学 法学部准教授
星 野 菜穂子	和光大学 経済経営学部准教授
望 月 正 光	関東学院大学 経済学部教授

【第7回横浜市税制調査会 座席表】

平成 25 年 8 月 5 日(月) 13 時 30 分から 15 時 30 分まで
市庁舎 2 階 応接室



資料

(横浜みどり税に係る税制の検証に
関する主な論点(案))

平成25年8月5日
横浜市財政局

横浜みどり税に係る税制の検証に関する主な論点(案)

1. 課税手法
 - ・市民税均等割の超過課税という課税手法についてどう考えるか。
2. 課税期間
 - ・5年間という課税期間についてどう考えるか。
3. 納税義務者
 - ・市民税の納税義務者と同様であることについてどう考えるか。
 - ・欠損法人課税免除措置についてどう考えるか。
4. 使途
 - ・みどり税にふさわしい使途として整理した内容についてどう考えるか。
 - ①樹林地・農地の確実な担保(公有地化)
 - ②身近な緑化の推進
 - ③維持管理の充実によるみどりの質の向上
 - ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業
5. 税率
 - ・個人900円、法人9%という税率についてどう考えるか。

(参考1) 課税手法

【みどり税の課税手法】

市民税均等割への超過課税

○ 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容

緑の保全・創造に向けた新税として、市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民の方々に広く薄く負担を求めていくことが適当。

(趣旨)

- ・ 横浜は、首都圏としての立地環境等から、強力な開発圧力にさらされており、緑は年々大きく減少。
- ・ このような横浜において、緑を保全・創造していくためには大きなコストを要し、他都市の行政需要や標準的税負担による行政需要を超える水準のコストと考えられる。
- ・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいくことから課税手法としては市民税(個人・法人)均等割の超過課税がふさわしい。

(参考2) 課税期間

【みどり税の課税期間】

個人:平成21年度から平成25年度までの各年度分の個人の市民税

法人:平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度等に係る法人の市民税

- 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容
定期的に事業効果の検証を行っていくうえで、5年間という期間設定が合理的。
- 他自治体における課税期間

自治体名	税目等	課税期間(丸数字は課税期間の回数)
神奈川県	水源環境税	①平成19年度～平成23年度 ②平成24年度～平成28年度
高知県	森林環境税	①平成15年度～平成19年度 ②平成20年度～平成24年度 ③平成25年度～平成29年度
岡山県	おかやま森づくり県民税	①平成16年度～平成20年度 ②平成21年度～平成25年度

(参考3) 納税義務者

【みどり税の納税義務者】

個人:個人市民税の納税義務者

法人:法人市民税の納税義務者

○ 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の内容

受益との関係について見てみると、憩いや景観形成、ヒートアイランド対策、CO2吸収、新鮮・安全な食料生産、防災などといった緑が有する多面的な機能に着目すれば、緑の総量を維持・向上させ、また、その質的価値を向上させていくことによる受益は、市民である個人・法人に広く及ぶと考えられる。

このような点を考慮すると、新たな税負担を検討する場合の手法としては、地域社会の費用を、広く住民が負担するという性質を有する税である市民税(個人・法人)均等割への超過課税によって、多くの市民に広く薄く負担を求める方法によることがふさわしいと考えられる。

○ 欠損法人の取扱い(平成20年12月・みどり税条例制定)

個人の均等割では低所得者に対する非課税制度が設けられているのに対し、法人は収益の有無に関わらず、原則として、全ての法人に均等割がかかる。このような点を踏まえ、現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の2か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととする。

【欠損法人課税免除措置の経過等について】

- リーマン・ショックの発生（平成20年9月）
- 横浜みどり税条例の制定（平成20年12月）
 - ・ 現在の大変厳しい市内経済の状況を勘案し、当面の2か年について、利益計上のない法人には、新たな負担を求めないこととする。
 - ・ 附帯意見： いわゆる欠損法人に対する2年間の課税免除について、免除期間経過後の経済状況等に十分配慮し、必要に応じ柔軟な対応を検討すること。
- 横浜みどり税条例の一部改正（平成22年12月）
 - ・ 今後の経済状況の見通しが不透明であること等を考慮し、特例措置を1年間延長
- 横浜みどり税条例の一部改正（平成23年12月）
 - ・ 景気が依然として厳しい状況にあることを考慮し、特例措置を1年間延長
- 横浜みどり税条例の一部改正（平成24年12月）
 - ・ 経済状況が依然として低迷していることを考慮し、特例措置を1年間延長

欠損法人の状況(平成24年度)

法人の区分		課税対象 となる 法人数①	うち欠損 法人数②	欠損法人 の割合 (=②/①)	欠損法人の 構成比 (②/③)
資本金等の額	従業者数				
1千万円以下	50人以下	77,675	54,189	69.8%	86.0%
	50人超				
1千万円超～1億円以下	50人以下	13,077	6,692	51.2%	10.6%
	50人超				
1億円超～10億円以下	50人以下	3,054	1,169	38.3%	1.9%
	50人超				
10億円超	50人以下	1,072	426	39.7%	0.7%
10億円超～50億円以下	50人超	1,275	537	42.1%	0.9%
50億円超					
計		96,153	③ 63,013	65.5%	100.0%

(参考4) 用途

【みどり税の用途】

- ①樹林地・農地の確実な担保(公有地化)
- ②身近な緑化の推進
- ③維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

○ 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容

- ・ 用途としては、まず、より確実な緑の保全・創造につながるものを選定することが望ましい。間接的な支援策よりも恒久的な保全策である買い取りによる公有地化がより相応しい。
- ・ 広く市民が緑の維持保全を支えていくという観点から、保全により直接的な効果がある公有地化や、保全措置が講じられた樹林地等の維持管理支援に、超過課税による税収を充てていくことが考えられる。
- ・ 市民が身近に緑を実感することができるような緑化の推進や、間伐等による森の再生、人のにぎわう森づくりなど緑の質の向上につながる取組、森づくりボランティアなど広く市民参画につながるような取組に充てていくことも、超過課税の趣旨にかなう。

【みどり税の使途の主な例】

分類	事業内容	事業費	みどり税充当額
①樹林地・農地の確実な担保(公有地化)	特別緑地保全地区指定等拡充事業	440.8億円	51.3億円
	市民農園用地取得事業	27.4億円	2.2億円
②身近な緑化の推進	地域緑のまちづくり事業	15.2億円	15.2億円
	民有地緑化助成事業	2.5億円	1.7億円
③維持管理の充実によるみどりの質の向上	緑地再生等管理事業	34.0億円	26.2億円
	いきいき街路樹事業	7.5億円	7.5億円
④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業	市民協働による緑地維持管理事業	0.4億円	0.3億円
	森づくりリーダー等育成事業	0.1億円	0.1億円
	樹林地管理団体活動助成事業	0.6億円	0.6億円
	森の楽しみづくり事業	2.6億円	2.6億円
	収穫体験農園の開設支援事業	2.9億円	2.9億円

※事業費及びみどり税充当額は、当初5か年計画額による。

(参考5) 税率

【みどり税の税率】

個人：年間900円

法人：現行の年間均等割額の9%相当額

- 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容
 - ・ 新たに必要となる一般財源(約38億円)をもとに、仮に全てを市民税均等割超過課税によってまかなう場合、市民負担額は中間整理段階で示したものと同程度(※中間整理における税率試算→個人：1,300円/年間、法人：規模に応じた均等割額の13%(6,500円～390,000円/年間))。
 - ・ 今後、具体的な税率の設定について、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)の事業内容、事業費を更に精査し、新税以外の方法による財源確保努力など更なる内部努力を行ったうえで、適切な水準の税率を導き出すべき。
- 市民意見募集時(平成20年10月)の税制案
 - ・ 使途 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)に掲げる42事業(新たに年約38億円の一般財源が必要)のうち、31事業(約32億円分)
 - ・ 税率 個人：年間 1,100円
法人：年間均等割額の11%相当額

○ 横浜みどり税条例の制定議案(平成20年12月)での税制案

- ・ 税率 (個人)年間900円

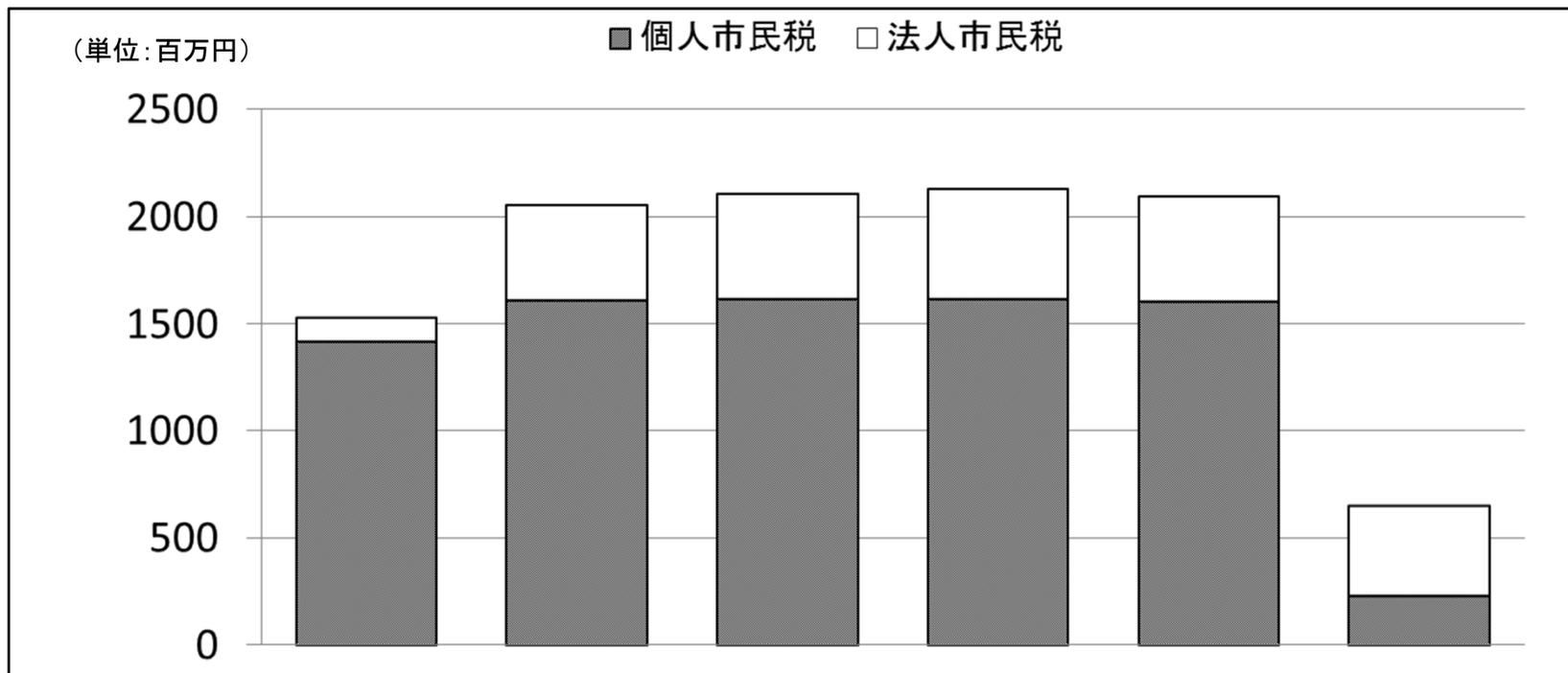
(法人)年間均等割額の9%相当額(ただし、当初2年度間は利益計上のない法人を除く。)

- ・ 税収規模 約24億円(年平均) (個人約16億円、法人約8億円)

○ 法人市民税の均等割額

法人の区分		均等割額	みどり税を含めた均等割額	課税対象となる法人数
資本金等の額	従業者数			
1千万円以下	50人以下	50,000円	54,500円	77,675
	50人超	120,000円	130,800円	
1千万円超～1億円以下	50人以下	130,000円	141,700円	13,077
	50人超	150,000円	163,500円	
1億円超～10億円以下	50人以下	160,000円	174,400円	3,054
	50人超	400,000円	436,000円	
10億円超	50人以下	410,000円	446,900円	1,072
10億円超～50億円以下	50人超	1,750,000円	1,907,500円	
50億円超		3,000,000円	3,270,000円	1,275

【みどり税の税収額】



	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度以降	計
個人市民税	1,416	1,610	1,615	1,617	1,605	228	8,091
法人市民税	117	447	490	513	489	418	2,474
計	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	646	10,565

※21年度～24年度は決算ベース、25年度は予算ベース、26年度以降は見込

(単位:百万円)

資 料

(みどり税の執行状況等)

※ 第5回税制調査会資料「横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）4か年事業・取組の評価・検証」から一部抜粋

平成 25 年 8 月 5 日

横浜市財政局

3 事業費・横浜みどり税の執行状況

(1) 事業費の推移

(単位：百万円)

		樹林地を守る施策		農地を守る施策		緑をつくる施策		【合計】	
		事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税
執行状況	平成21年度決算額	4,810	(372)	123	(72)	472	(196)	5,405	(639)
	平成22年度決算額	6,413	(883)	619	(136)	497	(209)	7,529	(1,227)
	平成23年度決算額	7,972	(1,498)	563	(190)	595	(254)	9,130	(1,942)
	平成24年度決算見込額	11,580	(2,101)	1,433	(332)	1,036	(555)	14,049	(2,988)
	平成25年度予算額	12,738	(1,715)	2,241	(396)	1,127	(680)	16,106	(2,791)
	5か年累積見込額 [a]	43,514	(6,568)	4,978	(1,126)	3,727	(1,894)	52,220	(9,589)
5か年計画額 [b] ※	47,388	(7,273)	5,366	(1,148)	5,457	(2,101)	58,211	(10,522)	

5か年計画額に対する執行率

	樹林地を守る施策		農地を守る施策		緑をつくる施策		【合計】	
	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税	事業費	うち横浜みどり税
5か年計画額に対する執行率(見込) [a/b×100]	92%	(90%)	93%	(98%)	68%	(90%)	90%	(91%)

平成24年度決算見込額は、平成25年4月30日時点の見込数値

※「5か年計画額[b]」は、当初の計画額から横浜みどり税の欠損法人課税免除の延長(23年度から25年度の3か年度分)による減収額を差し引いた額(現行計画額)です。

【参考】

横浜みどり税は、税の制度上、課税の年度と納付していただく年度にずれがあり、一部のみどり税が26年度以降の収入になります。このため、みどり税は、5か年計画額[b]の合計(約105億円)と、実際に収入する見込額[c](約99億円)とで差額(約6億円)が生じます。実際に収入する見込額[c]に対する執行見込率は次表のとおりです。

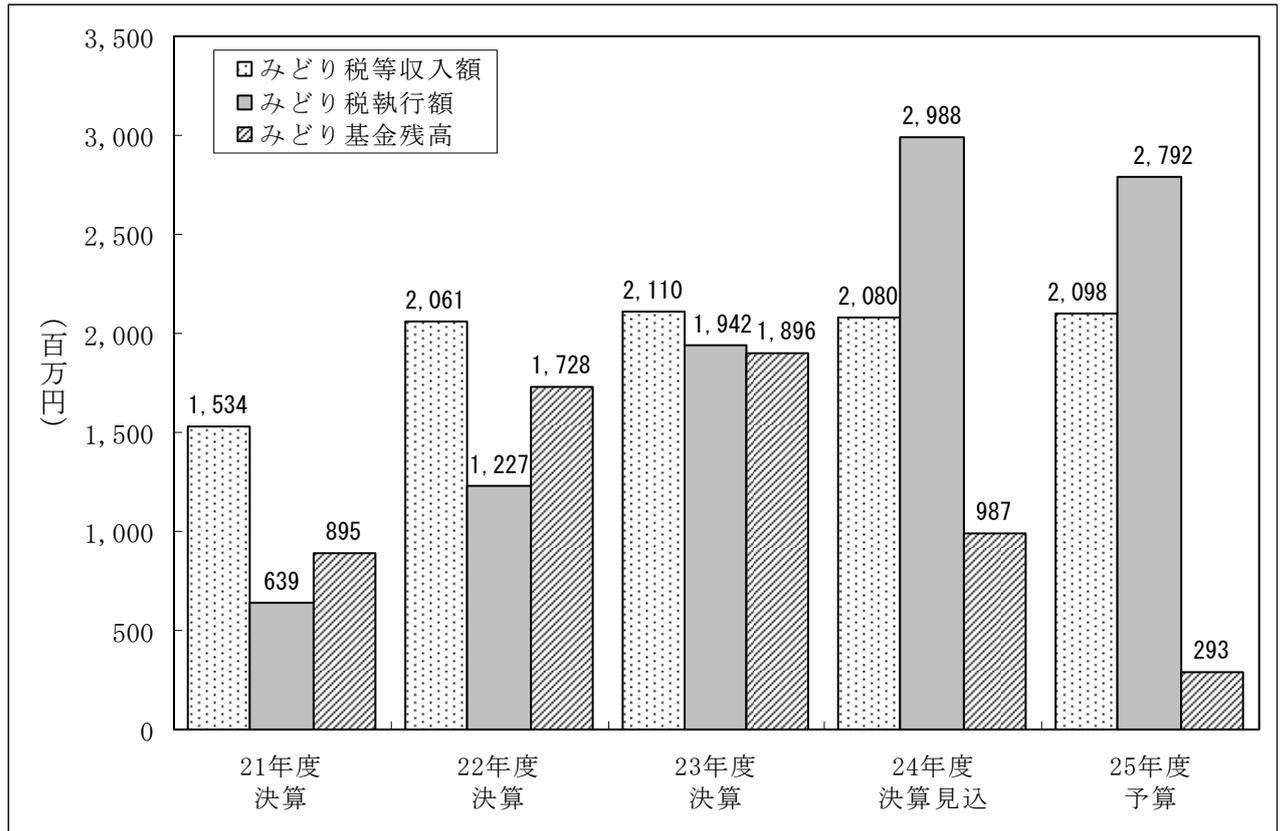
(単位：百万円)

5か年累積みどり税等執行見込額[a]	9,589
5か年累積みどり税等収入見込額[c]	9,883
5か年累積みどり税等収入見込額に対する執行見込率[a/c×100]	97%

(2) 横浜みどり税の執行状況

横浜みどり税の収入額・執行額・基金残高の推移

- ・平成21年度、平成22年度の決算：横浜みどり税収入よりも執行額が少ない
- ・平成23年度決算：横浜みどり税収入と執行額がほぼ同額
- ・平成23年度決算：基金残高：約19億円
- ・平成24年度が終了した時点での基金残高見込額：約10億円
- ・平成25年度が終了した時点での基金残高見込額：約3億円



平成24年度決算見込額は、平成25年4月30日時点の見込数値

4 横浜みどり税による成果

(1) 樹林地を守る施策

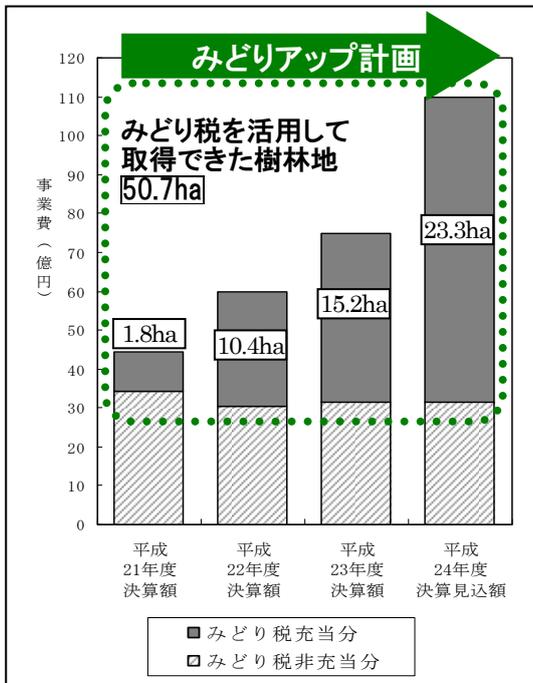


【主な事業による成果】

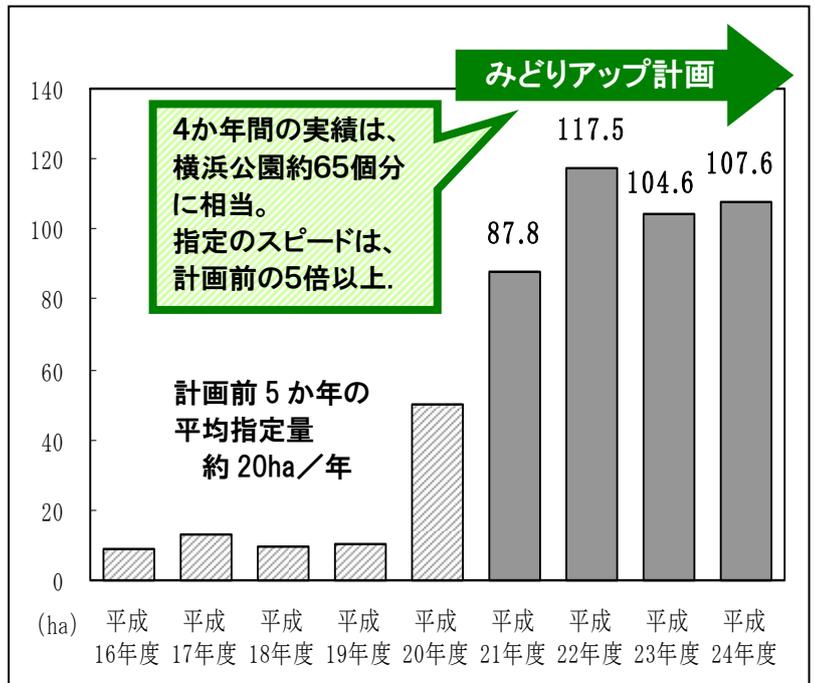
指定・買取による樹林地の保全

4か年事業費：289億円 みどり税非充当事業 127億円
 みどり税充当事業 162億円
 [内みどり税 37億円]

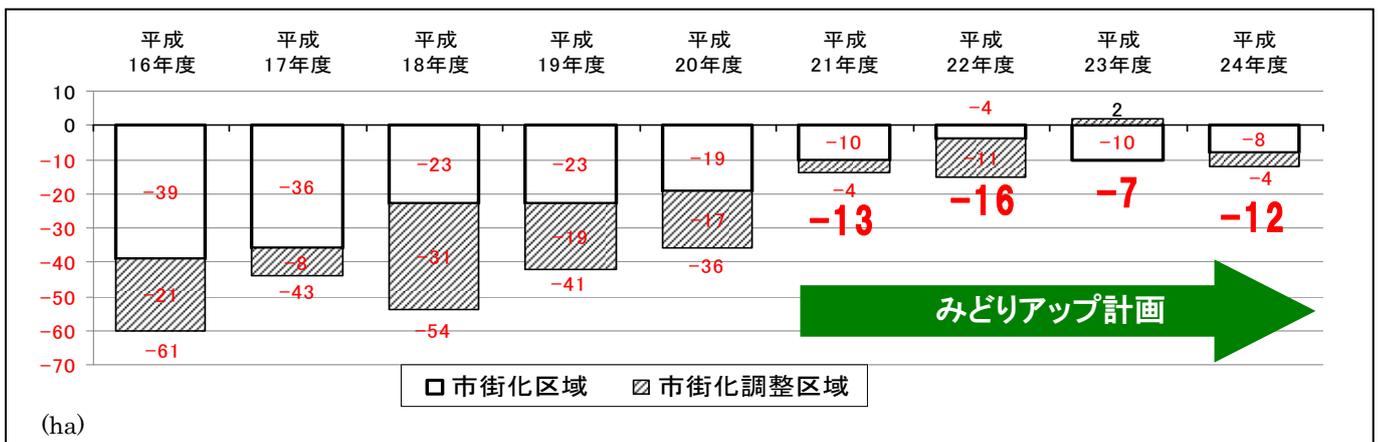
- みどり税を活用することで、指定地での買取希望に対して確実に対応し、取得面積を計画以前より増やすことができた
- 不測の事態による買取希望などに対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進んだ
- 指定・買取が大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化した



【図】 樹林地取得の事業費の推移



【図】 緑地保全制度による年度ごとの新規指定面積の推移



【図】 課税地目山林面積の推移 (※固定資産概要調書等をもとに集計)

【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

3	市民の森等の管理	みどり税充当額	8億6,900万円
	多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等の間伐や下草刈りなどの管理を実施した 市民の森等を市民が安全に活用できるよう、危険斜面の整備などの管理を実施した	市民の森等の管理：572.4ha 危険斜面の整備：22か所	
4	民有樹林地の維持管理の助成	みどり税充当額	9,300万円
	樹林地所有者が保有し続ける課題の一つである、維持管理の負担軽減のため、緑地保全制度に指定している民有樹林地の維持管理の助成を進めた	維持管理の助成：267件	
4	市民協働による緑地の維持管理	みどり税充当額	4,900万円
	多様な動植物が生息する健全な森とするため、市民の森等で、樹林地の将来像や維持管理の考え方を定める「保全管理計画」を市民協働で策定した	保全管理計画の策定：14か所	
5	森づくりリーダー等の育成	みどり税充当額	1,000万円
	森の維持管理を市民との協働により進めるため、「森づくりリーダー」など、森に関わる人材育成を進めた	森づくりボランティア：164人 森づくりリーダー：39人 はまレンジャー：20人	
6	樹林地管理団体の活動助成	みどり税充当額	2,100万円
	森づくり活動を行っている団体に対して、積極的な森づくり活動を支援するための助成や、道具の貸出などの支援を行った	愛護団体・森づくりボランティアの支援：224団体	
7	森の楽しみづくり事業	みどり税充当額	1億1,600万円
	樹林地の魅力や保全の意義を啓発・PRするため、楽しみながら保全活動に関心を持つきっかけとなるような、さまざまな体験型講座を実施した	森林教室の開催：231回 (約1万7千名参加)ほか	
8	みどりの夢かなえます事業	みどり税充当額	1,700万円
	市民団体から、樹林地の保全と利活用の提案を募集し、優れた提案の実施を支援することで、市民協働による樹林地の保全を推進した	提案に対する実施支援：14件	
9	間伐材のチップ化支援	みどり税充当額	2,400万円
	樹林地の維持管理で生じた間伐材の活用を図るため、森づくり団体に対して、間伐材のチップ化作業の支援を行った	間伐材のチップ化作業支援：131回	

※みどり税充当額は4か年の合計・百万円未満は四捨五入

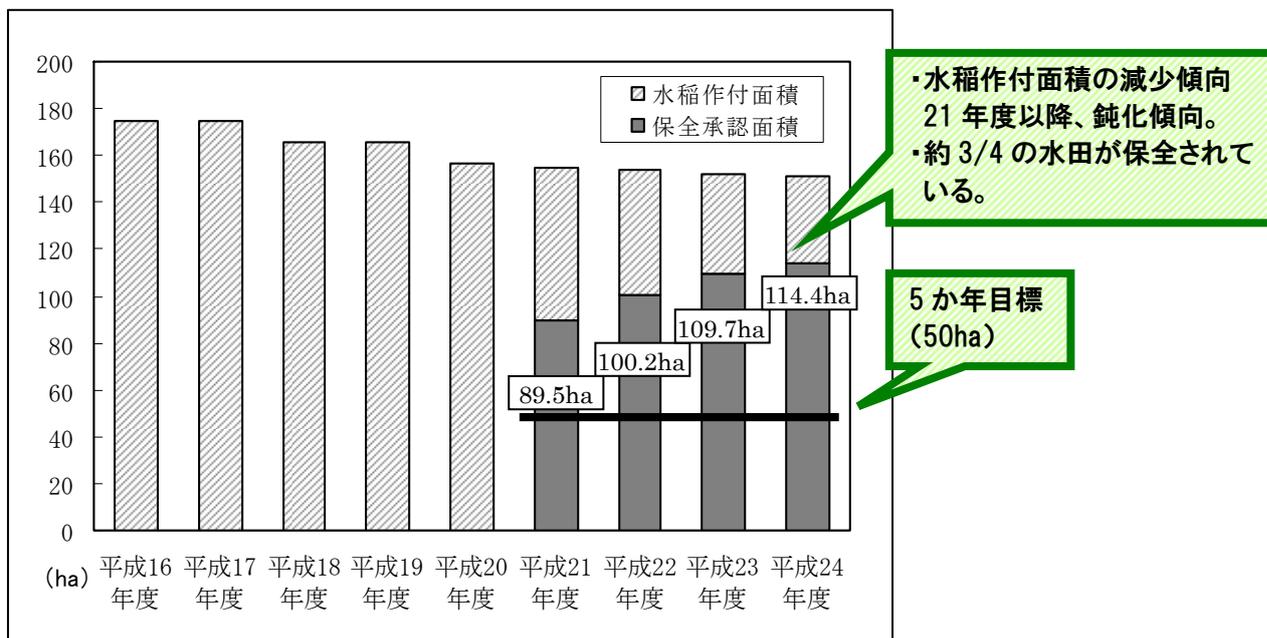
(2) 農地を守る施策



【主な事業による成果】

水田の保全 (4か年事業費：1億2,400万円[うちみどり税：1億2,400万円])

- 水田は、優れた田園景観を構成するだけでなく、洪水防止や気象緩和などの重要な役割を担っている
- 農地としての収益性が低いことから、畑への転換や荒廃地化することが多く、年々減少している
- 一定期間、水田として継続することを条件に、みどり税を活用した支援を行うことで、約114ha・市域の水田の約4分の3を保全することができた



【図】 水稲作付面積と保全承認面積の推移



【写真】 身近な水田の風景(港北区)



【写真】 秋の風景(戸塚区)

【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

16 ・ 32	農園付公園の整備	みどり税充当額	2億 400万円
	農地や里山景観を保全し、市民の農体験の機会を増やす農園付公園について、用地取得や設計・施設整備を進めた	事業推進中：5.2ha 設計：5か所 整備：1か所	
19	収穫体験農園の開設支援	みどり税充当額	1億2,100万円
	身近なところで地産地消を実感できるよう、果物のもぎ取りや野菜の収穫などを体験することができる果樹園や農園の整備に対し支援を行った	収穫体験農園の整備に対する助成：15.7ha	
20	食と農との連携事業	みどり税充当額	800万円
	農家と市民・企業、様々な人や団体が連携した新たな地産地消の取組として、「食と農の祭典」をはじめとする様々な取組を展開した	様々な団体・企業等が連携した、新たな地産地消の取組：13件	
26	農地への不法投棄対策	みどり税充当額	5,800万円
	不法投棄が多発している農業専用地区などに、監視警報装置の設置や夜間監視パトロールを行うとともに、地域団体の清掃活動等を支援した	監視警報装置の設置：13地区 夜間パトロール：120地区 清掃活動等の支援：72地区	
27	周辺環境に配慮した施設整備の支援	みどり税充当額	1億6,400万円
	住宅に近接した農地等で、農業に伴って生じる臭気、農薬飛散など、周辺住民とのトラブルを避けるために必要な機械等の導入を支援した	農薬飛散防止ネット：19.3ha 牧草による環境対策等：50地区 ほか	
31	農地の長期貸付への誘導	みどり税充当額	3,100万円
	農地の貸し手に奨励金を交付することで、農地貸借の期間を長期化し、借り手農家が長期的な経営計画の下、安定した経営ができるよう誘導した	6年以上の長期貸付を開始した農地：49.1ha	
33	農地の流動化の促進	みどり税充当額	2,100万円
	優良な農地を規模拡大農家や新規参入者に利用集積するため、農地所有者から市が農地を借り入れ、貸付先を探すなど農地の流動化を促進した	新規の農地貸借：26.6ha	

※みどり税充当額は4か年の合計・百万円未満は四捨五入

(3) 緑をつくる施策



【主な事業による成果】

地域ぐるみでの緑のまちづくり

(4 か年事業費 : 6 億 4,600 万円[うちみどり税 : 4 億 9,300 万円])

- 地域の皆さまと横浜市が協力し、地域ぐるみで緑化計画を策定するとともに、策定された計画に基づき、地域にふさわしい緑化を推進した
- 15 地区において、地域にふさわしい緑化計画を策定した
- 11 地区において、計画に基づき民有地と公共施設の緑化を進め、その中で、緑が不足している都心区では、緑化用地の取得など新たな取組を進めた



【写真】 地域で取り組む緑化作業の様子
(旭区/上白根国際地区)



【写真】 地域の玄関口を彩る花壇の整備
(旭区/上白根国際地区)

【みどり税により新たに取り組んだ事業の成果】

みどり税を安定的な財源として活用することで、新たな事業に積極的に取り組み、成果を上げることができた。

36	保育園・幼稚園の園庭芝生化	みどり税充当額	1,900 万円
	民間の保育園・幼稚園の園庭の芝生化に対して支援し、こどもが親しむことのできる緑を増やすことができた	園庭の芝生化 : 44 施設	
36	名木古木の維持管理に対する助成	みどり税充当額	1,000 万円
	樹齢が概ね 100 年を超える樹木や、故事・来歴のある樹木を名木古木として指定・保存するとともに、指定した樹木のせん定等の管理に助成金を交付し、樹木所有者の負担を軽減した	新規の指定 : 165 本 維持管理の助成 : 147 本	
39	街路樹の適正な維持管理	みどり税充当額	6 億 6,600 万円
	街路樹を良好に生育させ、美しく豊かな緑を提供するとともに、安全で円滑な通行を確保するため、せん定頻度を引き上げ、適正な維持管理を行った	街路樹の剪定 : 延べ 50,426 本 (街路樹 : 約 13 万本)	

※みどり税充当額は 4 か年の合計・百万円未満は四捨五入

資料

(固定資産税・都市計画税軽減措置
に係る影響額の状況)

平成25年8月5日

横浜市財政局

固定資産税・都市計画税軽減措置に係る影響額の状況

○ 主な論点(案)

横浜みどり税条例に基づく固定資産税・都市計画税の軽減措置について、その効果や本市財政への影響をどう考えるか。

- ① 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置
- ② 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置

○ 税制研究会最終報告書(平成20年8月)の主な内容

- ・ 税負担の軽減は、原則として、補助金を含めその他の有効な手法について幅広く検討を行ったうえで、限定的に実施すべき。
- ・ また、新たに、身近な緑化の更なる促進に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置を導入していくことが考えられる。

① 宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置

1 項目

宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減措置【事業名：特定農業用施設保全事業】

2 制度の概要

1,000 m²以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間継続して利用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減する。

3 軽減相当税額

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	計 (単位:千円)
平成21年度 (32件 0.35ha)	1,686	1,645	1,630	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563	1,563					15,898
平成22年度 (37件 0.49ha)		2,365	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355	2,355				23,560
平成23年度 (17件 0.25ha)			831	868	868	868	868	868	868	868	868	868			8,641
平成24年度 (34件 0.41ha)				1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498	1,498		14,979
平成25年度					1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	15,709
計(120件 1.5ha)	1,686	4,010	4,815	6,283	7,854	7,854	7,854	7,854	7,854	7,854	6,292	3,937	3,069	1,571	78,788

※ 22年度～24年度の数値は実績値であり、25年度の数値は、22～24年度の実績値の平均値である。
26年度以降の数値は、25年度の数値を横置きし、負担調整措置は考慮していない。
25年度までの累計は16,794千円。

② 基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置

1 項目

基準以上の緑化に対する固定資産税等の軽減措置【事業名：建築物緑化保全契約の締結】

2 制度の概要

敷地面積が 500 m²以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて 5 %以上の上乘せ緑化を行い、緑化部分全体を横浜市と 10 年間保全する契約を締結した場合、上乘せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の 4 分の 1 を 10 年間軽減する。

3 軽減相当税額

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	計 (単位:千円)
平成 21 年度 (147 件 8.8.ha)	9,371	9,186	9,027	9,015	9,015	9,015	9,015	9,015	9,015	9,015					90,686
平成 22 年度 (98 件 17.6ha)		26,905	17,486	17,443	17,443	17,443	17,443	17,443	17,443	17,443	17,443				183,936
平成 23 年度 (21 件 7.3ha)			7,390	7,365	7,365	7,365	7,365	7,365	7,365	7,365	7,365	7,365			73,676
平成 24 年度 (59 件 5.0ha)				7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350	7,350		73,503
平成 25 年度					10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	10,293	102,932
計 (325 件 38.7ha)	9,371	36,091	33,903	41,173	51,467	51,467	51,467	51,467	51,467	51,467	42,452	25,008	17,643	10,293	524,734

※ 22 年度～24 年度の数値は実績値であり、25 年度の数値は、22～24 年度の実績値の平均値である。
 26 年度以降の数値は、25 年度の数値を横置きし、負担調整措置は考慮していない。
 25 年度までの累計は 120,538 千円。

横浜市の財政状況（21年度～25年度）

(1) 一般会計決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	1,518,559	1,384,832	1,399,251	1,416,723	1,536,902	7,256,268
市税	713,954	700,675	705,469	701,226	698,428	3,519,753
横浜みどり税	1,533	2,057	2,105	2,130	2,094	9,919
歳出決算額	1,504,090	1,368,973	1,379,699	1,398,763	1,536,902	7,188,426
みどり基金積立金	1,593	2,044	2,094	2,100	2,094	9,925
みどり保全創造 事業費会計繰出金 (公債費含む)	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
形式収支	14,469	15,859	19,552	17,960	-	
翌年度への繰越財源	13,309	11,115	13,835	16,706	-	
実質収支	1,160	4,744	5,718	1,254	-	

(2) 特別会計「みどり保全創造事業費」決算

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
歳入決算額	5,406	7,615	9,367	14,374	16,802	53,564
みどり基金繰入金	639	1,227	1,942	2,987	2,792	9,589
一般会計繰入金	1,390	1,514	1,659	1,745	2,085	8,392
国費	1,486	1,475	2,511	3,997	4,943	14,412
市債	1,884	3,387	3,247	5,639	6,978	21,135
歳出決算額	5,406	7,615	9,367	14,367	16,802	53,557
みどり税対象事業分	1,502	3,886	5,237	10,166	12,107	32,898
みどり税対象外事業分	3,903	3,643	3,893	3,876	4,000	19,314
公債費	0	81	232	322	691	1,326
形式収支	0	0	0	7	-	
翌年度への繰越財源	0	0	0	7	-	
実質収支	0	0	0	0	-	

<参考>緑地保全(指定・買取)に係る決算額比較(単年度あたりの平均額)

(単位:百万円)

	事業費 (単年度平均)	国費	市債	みどり税	一般財源
みどり税導入以前(H17～20)	4,032	1,203	2,383	-	446
みどり税導入以後(H21～24)	7,228	2,211	3,328	914	775

(3) 固定資産税・都市計画税に係る軽減措置

(単位:百万円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 (予算)	計
特定緑化部分	-	9.4	36.1	33.9	41.2	121
農業用施設用地	-	1.7	4.0	4.8	6.3	17

※単位未満四捨五入しているため、合計等で一致しない場合があります。

資料

(横浜市の行政改革の取組状況)

※ 「平成25年度予算案について」及び「平成22年度予算案について」より
一部抜粋

平成25年8月5日

横浜市財政局

<平成25年度予算案より抜粋>

2 予算案における政策・財政運営・行政運営の姿

(3) しごと改革の推進 ～不断の行財政改革の推進～**ア 徹底した事業見直し**

市民生活や、市内経済が非常に厳しい状況にあることを踏まえ、より一層の職員定数の削減に取り組むとともに、職員の自宅に係る住居手当を廃止するなど、市役所全体で、行政内部経費の徹底した見直しに取り組みました。

また、引き続き民営化・委託化の取組を推進したほか、外郭団体への財政支援等については、従来よりもさらに踏み込んだ見直しを行うなど、合計で709件、102億円の経費を削減しました。

■事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源)

見直し分類		25年度	24年度	23年度	22年度
市役所内部経費の見直し		38億円	11億円	32億円	27億円
民営化・委託化の取組		4億円	2億円	4億円	4億円
使用料等の見直し		1億円	18億円	2億円	0.1億円
その他事業の見直し		59億円	47億円	42億円	91億円
合計	見直し効果額	102億円	78億円	80億円	122億円
	見直し件数	709件	502件	655件	950件

■主な見直し内容

取組項目	見直し内容	効果額 (百万円)
① 市役所内部経費の見直し 《 423件、38億円 》		
人件費の削減		589
職員定数の削減	全市で職員定数50人(約443百万円)の削減 (企業局を除くと20人(約177百万円)の削減) 《参考》24年度予算編成での取組 全市で35人の削減、企業局を除くと3人の削減	177
住居手当の廃止 (自宅部分)	自宅に係る住居手当(月額8,500円)を廃止 ※経過措置2年 25年度5,500円、26年度2,500円、27年度0円	412
赤レンガ倉庫 活用事業	2棟間広場の管理運営について、広場を貸し付け、借受者の自主事業として実施することで、経費を削減	13
防災行政用無線 運用事業	防災行政用無線統制室等の賃借料を見直し、経費を削減	17

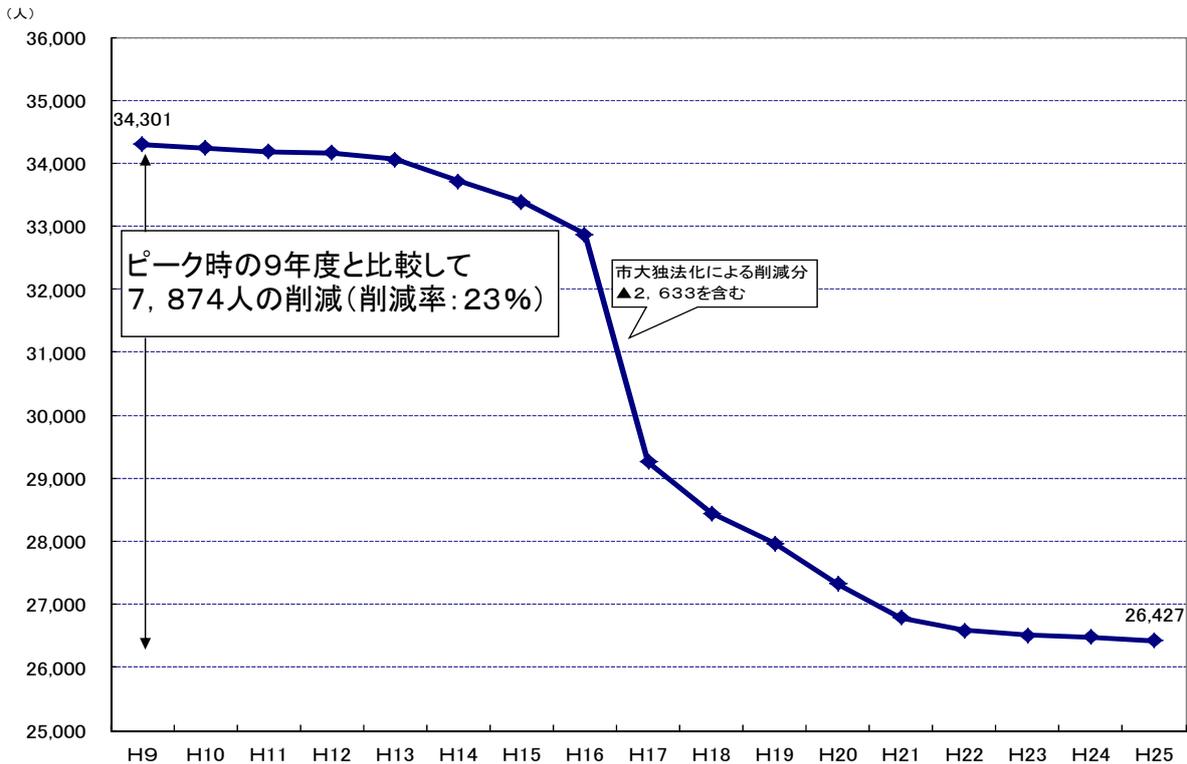
[コラム 11] これまでの職員定数や給与の見直しによる人件費削減の取組

本市はこれまで、民営化・委託化など事務事業の見直しにより、職員定数の削減に取り組み、**ピーク時の23%にあたる7,874人を削減**しました。

また、諸手当等、給与制度の見直しや事務の効率化による超過勤務の縮減に積極的に取り組み、人件費の削減に努めています。

その結果、歳出に占める人件費の割合も着実に減少しています。

◆職員定数の推移



◆職員定数と対前年度増減数の推移

年度	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
職員定数	34,301	34,243	34,181	34,166	34,064	33,713	33,385	32,867	29,261
対前年度		▲ 58	▲ 62	▲ 15	▲ 102	▲ 351	▲ 328	▲ 518	▲ 3,606

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
職員定数	28,447	27,962	27,325	26,787	26,584	26,512	26,477	26,427
対前年度	▲ 814	▲ 485	▲ 637	▲ 538	▲ 203	▲ 72	▲ 35	▲ 50

【参考】非常勤*1	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
	5,250	5,437	5,292	5,408	5,801	6,064	6,200	6,213	

なお、これまでの職員定数削減の取組の結果、**人口 1,000 人あたりの普通会計*2における職員数は、5.51 人となり、19 指定都市の中で最少（23 年度）**となっています。

※1：非常勤とは再任用職員・再雇用嘱託員・一般嘱託員を示します。

※2：普通会計とは、自治体ごとに一般会計、特別会計などの、各会計で経理する事業の範囲が異なるため、総務省が統一した基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

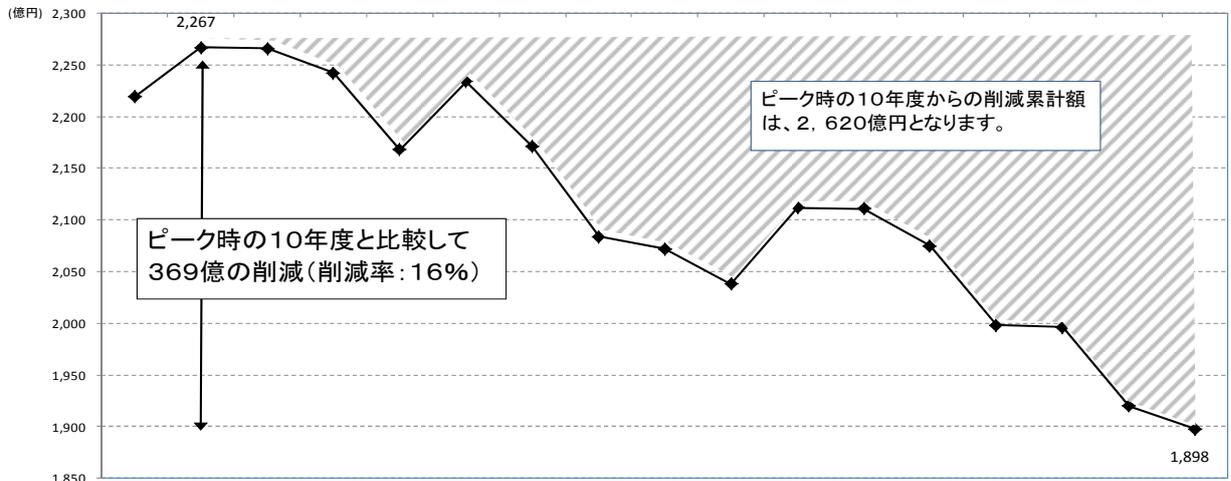
〔総務局人事組織課 TEL671-2051〕

◆給与制度等の見直し実績（主なもの）

取組項目	見直し内容	取組年度
出張旅費の見直し	近隣地への出張に伴う日当廃止など	H15
退職手当の見直し	最高支給率を見直し 【62.7月 → 60.99月(H16) → 59.28月(H17)】	H16、H17
特殊勤務手当の見直し	H16に一部廃止（55手当→27手当）、 H18に原則廃止	H16、H18
各種手当の見直し	定時制教育手当・産業教育手当（給料月額10/100）の廃止 住居手当その他区分（自宅・借家以外 月額1,500円）の廃止	H19
超過勤務縮減の取組	事務事業の効率化等により、対20年度比50%を目標に、超過勤務の削減に向けた取組を実施	H21～H25
住居手当の廃止 （自宅部分）	自宅に係る手当（月額8,500円）の廃止 【H25：5,500円 → H26：2,500円 → H27：0円】	H25～H27

これまでの取組の結果、15年度からの見直しによる効果額を累計すると、約663億円の削減となり、諸手当を含む平均給与月額は、19指定都市中16位（23年度）と低くなっています。

◆人件費の推移（一般会計当初予算）※3



年 度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
予 算 額	2,219	2,267	2,266	2,242	2,168	2,234	2,171	2,084	2,072	2,038	2,112	2,111	2,075	1,998	1,996	1,920	1,898	
増 減 率	—	2.18	▲0.05	▲1.01	▲3.36	0.71	▲2.83	▲4.03	▲0.57	▲1.61	3.61	▲0.06	▲1.69	▲3.72	▲0.07	▲3.80	▲1.19	
																		嘱託員等含む 予 算 額 2,085 増 減 率 ▲3.34 ▲0.75

なお、普通会計における歳出額に対する人件費の割合（人件費率）は、13.9%であり、19指定都市中16位（22年度決算）と小さくなっています。

※3：人件費の推移は、嘱託員等を除いています。
24年度からは、嘱託員等についても人件費として計上しており、25年度の総額としては約2,069億円となっています。

② 民営化・委託化の取組 《 8 件、4 億円 》		
市立保育所の民間移管	新たに市立保育所 4 園（累計 36 園）で民間移管を実施	73
公立母子生活支援施設の民営化	老朽化が進み狭あいな土地に立地するいそごハイムの移転・建替に伴い運営を民営化	53
区検査業務の見直し	本市技師による検便等の検査業務を、民間検査機関に委ねることなどにより廃止（一部委託化）	67
家庭ごみの収集	新たに 6 区（累計 18 区）での缶・びん・ペットボトル収集業務の民間委託や資源集団回収の促進などを実施	144
給食調理業務民間委託	新たに小学校 8 校（累計 152 校）で民間委託を実施	25
③ その他事業の見直し（使用料等の見直し含む） 《 278 件、60 億円 》		
「広報よこはま」発行事業	各局が発行していた「特別号」の一部を市版に集約することで、発行経費を削減	38
野外活動施設運営事業（道志青少年野外活動センター）	安全面や自然環境への影響等を踏まえ、施設を廃止	15
送迎保育ステーション事業	利用状況を踏まえ、5 施設のうち 2 施設で事業を廃止	10
障害者移動支援事業	福祉特別乗車券の対象者の拡大及び負担金の導入（市会継続審査中）、ガイドヘルプの対象範囲見直しなど、移動支援施策の再構築を図る	61
住宅用太陽光システム設置費補助事業	25 年度に限り、小規模住宅に特化して補助を継続することとし、補助件数を減	105
外郭団体に対する財政支援等の見直し【一部再掲】	外郭団体に対する補助金、委託料の見直し、貸付金の繰上償還、保有資産の活用による本市への寄附等 《参考》24 年度予算編成での取組 外郭団体に対する財政支援等の見直し 774 百万円	1,248

◆ 25 年度の主な P F I 事業の取組状況 ◆

◆ 南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業

既設汚泥焼却炉の解体撤去及び下水汚泥燃料化施設の建設を実施

◆ 川井浄水場再整備事業

膜ろ過棟、配水池等の建設を実施

◆ 戸塚駅西口第 1 地区第二種市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業

24 年度に公益施設が完成。公益施設の維持管理・運営を実施

◆ 瀬谷区総合庁舎及びニッ橋公園整備事業

24 年度に地下駐車場と公園が完成。総合庁舎の維持管理・運営を実施

【P F I 事業（8 事業）に伴う 25 年度以降の支出予定額】

一般会計 267 億円、下水道事業会計 197 億円、水道事業会計 277 億円

※PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設・維持管理・運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する事業手法

イ 外郭団体改革の取組

「横浜市外郭団体等経営改革委員会」からの提言を受け、市として策定した経営改革方針に基づき、第3期協約（23～25年度）を策定した団体については目標達成に取り組むなど、外郭団体改革を継続して進めます。25年度は第3期協約の最終年度であるため、外部の視点を取り入れながら、各団体の協約事項の達成状況の評価を行うとともに、現在の協約によるマネジメントサイクルの仕組みについても様々な社会経済情勢の変化に対応したものとなるよう検討を進めていきます。なお、協約を策定していない団体については、それぞれの課題解決や経営改革に向けて引き続き取り組んでいきます。

25年度予算では、外郭団体に対する財政支援等の見直しをより一層進め、**外郭団体が保有する資産について、基金等の取崩しなどによる補助事業への充当や本市への寄附など**を行います。

また、外郭団体への**市退職者の再就職について、引き続き在職期間や報酬上限の適正化**をすすめます。

あわせて、人材育成の観点から、研修員として外郭団体固有職員の受入を引き続き実施します。

■主な外郭団体の財政支援等の見直し

団体名	説明	効果額 (百万円)
(公財)横浜市国際交流協会	基本財産の一部を取崩し、本市へ寄附	180
	基本財産の一部を取崩し、本市からの貸付金を全額繰上償還	20
(公財)横浜企業経営支援財団	自主財源を活用し、本市からの補助金を削減	215
	土地等の無償貸付を見直し、賃料を徴収	109
(福)横浜市社会福祉協議会	基金の一部を取崩し、本市からの貸付金を一部繰上償還	192
	基金の一部を取崩し、本市からの補助金を削減	20
(公財)横浜市緑の協会	自主財源を活用し、本市からの貸付金を全額繰上償還	79
	経営努力等により、本市からの補助金を削減	12
(公財)横浜市資源循環公社	積立資産の一部を取崩し、本市へ寄附	30
横浜市住宅供給公社	自主財源を活用し、本市からの貸付金を一部繰上償還	150

注：(公財)は公益財団法人、(福)は社会福祉法人

【コラム 12】土地開発公社の解散と第三セクター等改革推進債の発行

横浜市土地開発公社（以下「公社」と言います。）は、これまで、本市の取得依頼に基づき、事業に必要な土地を本市に代わって先行して取得し、まちづくりに貢献してきました。

一方、まちづくりの進展に伴い、「公社に依頼し新たに土地を取得する必要性が薄れたこと」や「厳しい財政状況の中で、事業化の進捗が遅れ、土地の取得にかかる借入金の金利負担が増加していること」などから、これまでに取得した土地の買取りを急ぐ必要があります。

【公社が取得しこれまでに事業化を進めた用地】

用途	施設名	取得年度	施設開設等
学校	横浜サイエンスフロンティア高等学校	平成 8 年度	平成 21 年 4 月
病院	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	昭和 57 年度	昭和 62 年 5 月
	横浜労災病院	昭和 58 年度	平成 3 年 6 月
	済生会横浜市東部病院	平成 7 年度	平成 19 年 3 月
公園	よこはまズーラシア	平成 6 年度	平成 11 年 4 月
市民利用施設	横浜美術館	昭和 57 年度	平成 1 年 11 月
	横浜国際総合競技場（日産スタジアム）	平成 3～5 年度	平成 10 年 3 月
	横浜国際プール	平成 6 年度	平成 10 年 7 月
その他	横浜市営地下鉄新羽車両基地	昭和 56 年度	平成 8 年 2 月
	みなとみらい地区新高島地区	平成 5～10 年度	平成 16 年 11 月貸付他実施

このため、財政健全化の一環として、将来の財政負担を軽減する観点から、**第三セクター等改革推進債（※）**を活用し、**25 年度に公社を解散**することとしました。

※ 第三セクター等改革推進債（三セク債）とは…

地方公社や第三セクターなどの抜本的改革を集中的に行うため、平成 21 年度から 25 年度までの時限措置として発行が認められた特別な地方債で、第三セクター等の廃止、解散等に要する経費について措置されるものです。

◆三セク債発行による財政の負担軽減の効果

「中期 4 か年計画」では、公社の債務は全額、市が対応する借入金残高として位置づけられています。25 年度予算において、三セク債の発行により市債残高が一時的に増加し、実質公債費比率などに一定の影響が生じますが、公社を存続させ長期間にわたり本市が公社保有土地を買い取る場合と比較して、将来的な本市の財政負担を軽減することができます。

24 年度末の公社保有土地の簿価額は 1,578 億円（見込）です。25 年度予算においても、事業化予定用地の一般会計等での買取りを行ったうえで、外部からの借入金 1,383 億円について三セク債を発行し、公社は本市からの負担金により金融機関へ返済を行います。

また、本市からの借入金 100 億円についても、公社は本市に別途返済します。

◆公社保有土地の処理方針

公社の解散に伴い、本市が引き継ぐ土地のうち、事業用地として本市が活用するものは、事業局へ所管替えを行い、事業化を進めます。民間等への売却を予定している土地については、10 年以内の売却を目指します。土地の売却収入については、三セク債の償還財源として充当します。

【公社保有土地（平成 24 年度末見込み）】

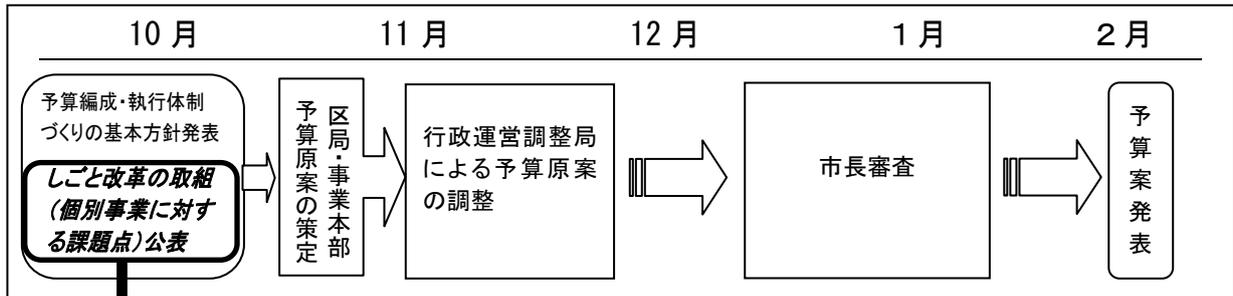
事業区分	取得年度	面積	簿価	主な事業予定地
道路	H 3～H10	2.7ha	85億円	横浜環状道路用地ほか
公園緑地	H 2～H 8	2.1ha	37億円	野七里公園ほか
都市計画	H 5～H10	26.2ha	1,363億円	舞岡町土地、
うちMM新高島地区	H 5～H10	10.1ha	1,154億円	みなとみらい新高島地区ほか
その他	H 1～H 9	1.3ha	92億円	南土木事務所予定地ほか
合計		32.2ha	1,578億円	

〔財政局管財課 Tel671-2192／財源課 Tel671-2185〕

(3) しごと改革の推進

ア 従来とは異なる事業見直し

従来とは異なり、予算編成を始めるにあたって、個別事業に対する課題点を各部署に指摘し、公表しました。その結果、思い切った内部経費の削減や事業の見直しなどにより、122億円の経費を縮減しました。



■ しごと改革の取組による結果

取組項目		取組結果	
個別事業に対する課題指摘事業	728件	見直し効果額	29億円
①3年以上見直しが行われていない事業		見直し件数	211件
②会費的負担金			
③各種補助金 ほか			

■ 事業見直しによる効果額の推移

(市債＋一般財源ベース)

		22年度	21年度	20年度	19年度
市役所内部経費の見直し		27億円	28億円	49億円	51億円
民営化・委託化の取組		4億円	12億円	2億円	3億円
その他事業の見直し		91億円	56億円	35億円	30億円
受益者負担の適正化		0.1億円	2億円	11億円	6億円
合計	見直し効果額	122億円	98億円	97億円	90億円
	見直し件数	950件	940件	504件	277件

※ 20年度からは区における事業見直し効果額・件数を含めています。

資 料

(環境・防災関連施策促進のための課税自主権
活用策について)

平成 25 年 8 月 5 日

横浜市財政局

環境・防災関連施策促進のための課税自主権活用策について

◆ 主な論点(案)

環境・防災関連施策促進のための都市計画税の減額制度を、平成 25 年度から導入したが、現時点での状況についてどう考えるか。

- ① 新築省エネ対策住宅に係る減額措置
- ② 熱損失防止改修住宅に係る減額措置
- ③ 耐震基準適合住宅に係る減額措置

① 新築省エネ対策住宅に係る減額制度

平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までの間に建築された新築住宅のうち、『次世代省エネ基準』または『住宅事業建築主の判断の基準』に適合するものについて、当該住宅にかかる都市計画税を 2 分の 1 減額する。

(1) 減額の要件

住 宅	1. 平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 1 月 1 日までに新築されたもの 2. 一定の省エネ基準に適合する住宅または認定低炭素建築物であること 3. 居住部分の割合が全体の床面積の 2 分の 1 以上であること（併用住宅の場合）	
床 面 積	専用住宅	居住部分の床面積が 50 m ² （一戸建て以外の貸家住宅は一区画が 40 m ² ）以上 280 m ² 以下
	併用住宅	居住部分の床面積が 50 m ² 以上 280 m ² 以下
申 告 書 の 提 出	一定の省エネ基準に適合する住宅または認定低炭素建築物であることを証明する書類を添付して、新築された日から翌年の 1 月 31 日までに申告	

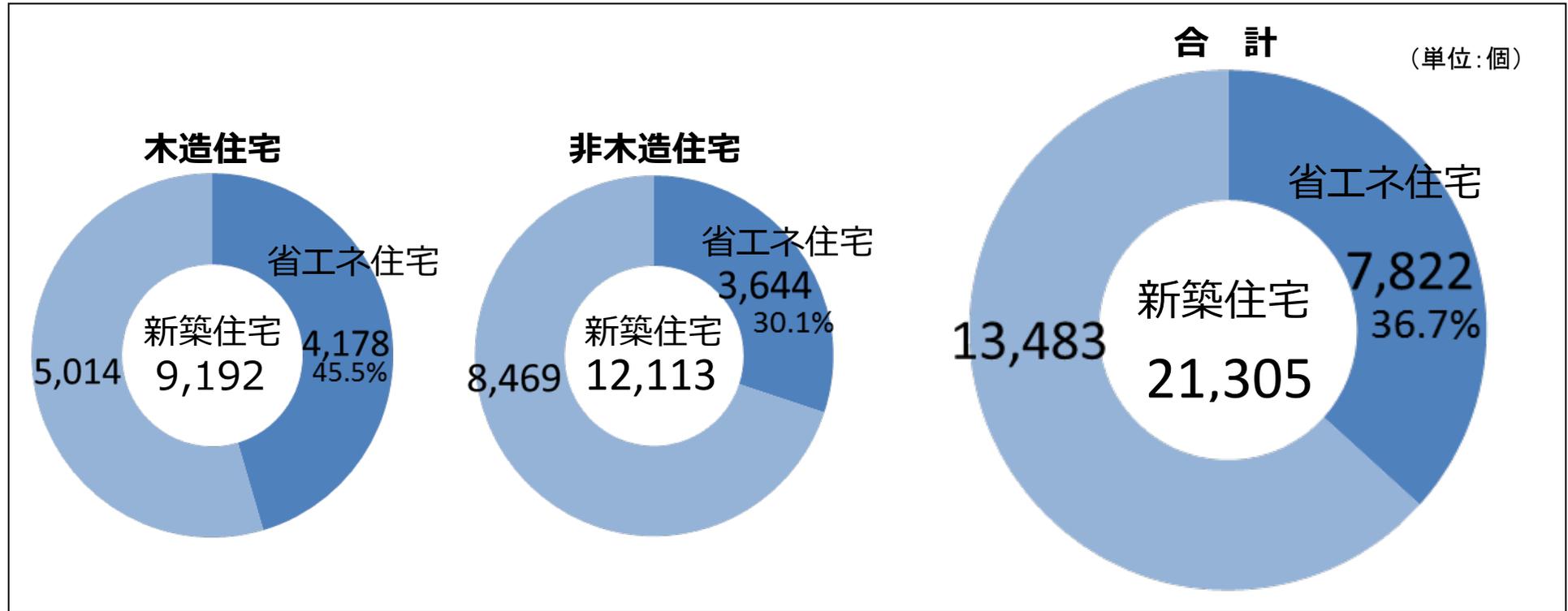
(2) 減額される範囲

120m ² 以下の場合	2 分の 1
120m ² を超える場合	120m ² 相当分について 2 分の 1（120 m ² を超える部分は減額されません。）

(3) 減額される期間

住宅の種類	減額期間
3 階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅	新築後 5 年間
上記以外の住宅	新築後 3 年間

○ 新築省エネ住宅に係る都市計画税の減額制度の状況（平成 25 年度）



	個数			軽減税額(千円)
	新築住宅総数	うち省エネ 対策住宅	割合	
木造	9,192	4,178	45.5%	41,461
非木造	12,113	3,644	30.1%	43,312
計	21,305	7,822	36.7%	84,773

○ 減額制度に係る導入前後の比較

	24年度(導入前)		25年度(導入後)		差引	
	個数	軽減税額 (千円)	個数	軽減税額 (千円)	個数	軽減税額 (千円)
木造	8,604	87,880	4,178	41,461	▲4,462	▲ 46,419
非木造	8,860	92,534	3,644	43,312	▲5,216	▲ 49,222
計	17,464	180,414	7,822	84,773	▲9,642	▲ 95,641

※ 24年度(導入前)の数値は新築住宅の特例措置による軽減税額

参 考

「次世代省エネ基準」とは

住宅全体の断熱性能を規定した「性能基準」と、断熱材等の設計・仕様を規定した「仕様基準」の2つからなっている基準。具体的には、外壁・窓等を通しての断熱性や、冷暖房負荷の削減・断熱効果の保管等の気密性の確保等の基準を定めたもの。

<<証明書類及びその発行元>>

登録住宅性能評価機関が発行する[省エネルギー対策等級4]に該当する「住宅性能評価書」など

「住宅事業建築主の判断の基準」とは

『トップランナー基準』とも呼ばれ、建売戸建住宅を建築・販売する事業建築主に対し、その住宅について目指すべき省エネ性能を定めた基準(戸建住宅用の基準)。具体的には、外壁や窓等の断熱性能と、給湯設備や冷暖房設備等の建築設備の性能により、総合的に住宅の省エネ性能を評価するもの。

<<証明書類及びその発行元>>

登録建築物調査機関が発行する「住宅事業建築主基準に係る適合証(住宅省エネラベル適合証)」など

② 熱損失防止改修住宅に係る減額制度について

平成 24 年 1 月 2 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に熱損失防止改修工事が行われた住宅について、改修工事完了の翌年から 1 年間分、都市計画税の 3 分の 1 を減額する。

(1) 減額の要件

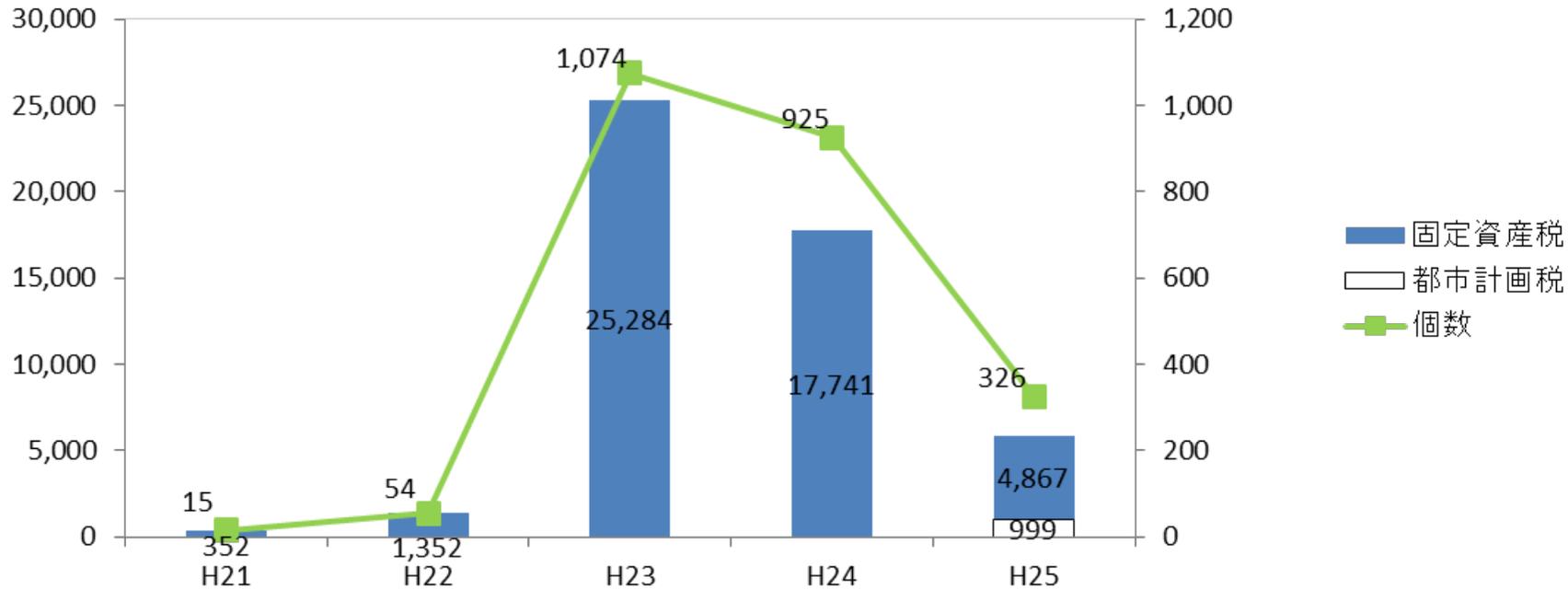
住 宅	平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅（貸家住宅は対象となりません。）であること (区分所有家屋を含みますが、専有部分の工事を対象とします。)
改 修 工 事 の 内 容	工事金額が 50 万円を超える（平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事に係る契約が締結された場合は 30 万円以上）次のような改修工事を行うこと (1) 窓の改修工事【必須】 ※区分所有家屋は、専有部分の窓の改修工事が必須となります。 (2) 窓の改修工事とあわせて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事 (3) 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになること【必須】
申告書の提出	省エネ改修工事の完了後 3 か月以内に申告

(2) 減額される範囲

床面積 120m²までを減額（120m²を超える部分については対象外）

○ 熱損失防止改修住宅に係る固定資産税・都市計画税の減額等の推移

(単位：千円)



		H21	H22	H23	H24	H25	平均
個数		15	54	1,074	925	326	479
軽減 税額 (千円)	固定資産税	352	1,352	25,284	17,741	4,867	9,919
	都市計画税	0	0	0	0	999	200
	計	352	1,352	25,284	17,741	5,866	10,119
適用床面積(m ²)		1,898	6,234	107,854	80,382	26,164	44,506

※ 固定資産税については、平成21年度から地方税法に基づく減額制度あり。

(注) 平成23年度・平成24年度は大規模な集合住宅の改修があったため、件数が増大している。

③ 耐震基準適合住宅に係る減額制度について

平成 24 年 1 月 2 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に耐震改修工事が行われた住宅について、改修工事完了の日付に応じて、当該住宅に係る都市計画税の 2 分の 1 を減額する。

(1) 減額の要件

住宅の種類	昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する専用住宅、共同住宅、併用住宅（居住部分の割合が 2 分の 1 以上あること）であること
耐震改修の証明	次のいずれかの者による証明を受けていること 建築士・横浜市（担当：建築局建築企画課）・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人
改修工事金額	一戸あたり 50 万円を超えるもの（平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事に係る契約が締結された場合は 30 万円以上）
申告書の提出	耐震改修工事の完了後 3 か月以内に申告

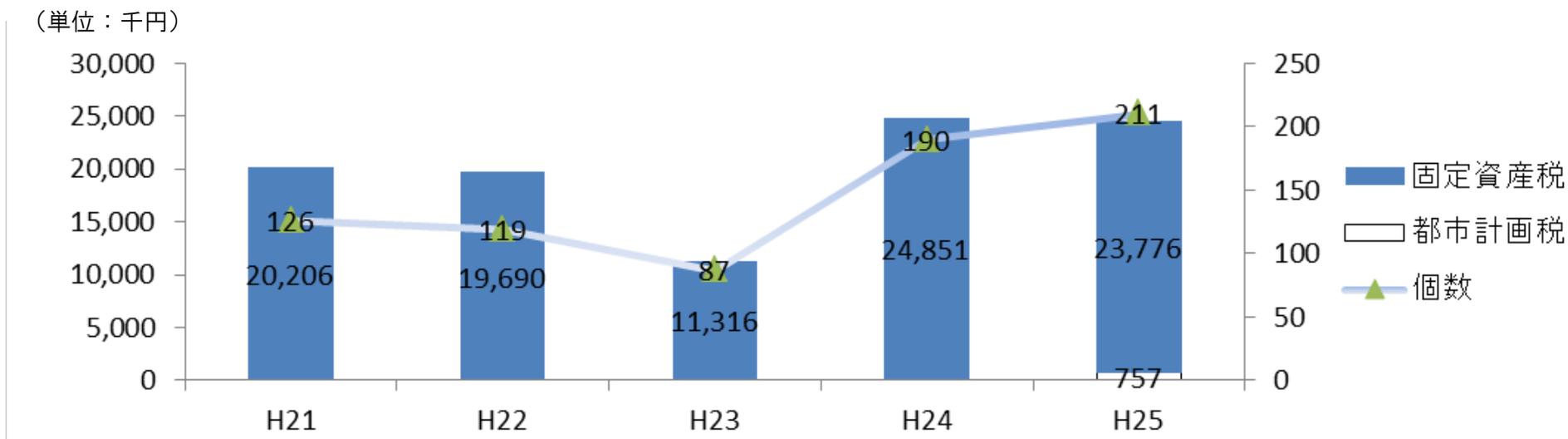
(2) 減額される範囲

120m ² 以下の場合	2 分の 1
120m ² を超える場合	120m ² 相当分について 2 分の 1（120m ² を超える部分は減額されません。）

(3) 減額される期間

耐震改修の完了した時期	減額期間
平成 22 年 1 月～平成 24 年 12 月末まで	改修後 2 年間
平成 25 年 1 月～平成 27 年 12 月末まで	改修後 1 年間 ※当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後 2 年間

○ 耐震基準適合住宅に係る固定資産税・都市計画税の減額等の推移



		H21	H22	H23	H24	H25	平均
当該年度に新たに適用となった個数 (カッコ内は当該年度の適用総数)		126 (378)	119 (347)	87 (339)	190 (369)	211 (373)	147 (361)
軽減税額 (千円)	固定資産税	20,206	19,690	11,316	24,851	23,776	19,968
	都市計画税	—	—	—	—	757	151
	計	20,206	19,690	11,316	24,851	24,533	20,119
適用床面積 (㎡)		123,591	119,887	85,135	138,665	128,205	119,097

※ 固定資産税については、平成 19 年度から地方税法に基づく減額制度あり。